

越谷市がん対策推進条例（案）に対する意見及び提案議員の回答

No.	提出された意見（原文のまま）	回答
1	<p>両条例案ともに、大枠の理念条例のようなものなので、具体的に行政・議会が何をするのかがわからないので今一つの賛否が答えにくい。</p> <p>しかし、健康上のは基本的には個人の自由が認められるべきで、検診を受けるように努めるという内容は不向き。そもそも市民を管理下に置くようなものを今条例に記載するのは賛成しかねる。それに対し、行政・市長の役割や責務が記載されているのに議会・議員がないのは理解しがたい、自分たちが何もしない条例とはずいぶん都合がよいものだ。越谷市議会議員が立法するときの市民へのスタンスや質がこれでよくわかった。</p> <p>パブリックコメントをホームページで取ってもらえることは大変ありがたい。</p> <p>最後に内容・手法ともに議会全体で話し合ってきたものなのだろうかと疑問に思う。民主主義とは多数決ではないので、少数派の意見をいかにくみ取るかが重要。一部の有志議員だけでことが運んでいるのであれば、せつかくの議員提案の条例なのでもう一度再考願いたい。</p>	<p>◆議員提案による政策条例については、政策上の理念を掲げ、行政側に各種政策の方向性を示すこととなります。本条例案では、がん対策行政に関して、第7条で「計画の策定等」、第14条で「先進的がん検診の推進」、第15条で「財政上の措置」、第16条で「市議会への報告」などを規定しており、今まで以上に、がん対策行政の強化を促しています。議会側としては、これらの規定に基づき、各議員が、がん対策行政の強化に向けて、今後とも積極的な政策提言に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>◆がん対策基本法第6条では「国民の責務」として「国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。」と規定しております。また、埼玉県がん対策推進条例第3条では「県民の責務」として「県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、自らの年齢又は生活習慣その他の事情に応じ、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。」と規定しており、これらはすでに越谷市民にも適用されております。本条例案第6条において、これらの責務についてあらためて認識を共有しようとするものであり、健康上の問題について、ことさら市民を管理下に置こうとするものではありません。</p> <p>◆健康上の問題は個人の自由意思に基づくべきとのご指摘はその通りですが、体調が悪くなれば病院で診察を受け、必要な治療や手術を受けることになるでしょう。もし、その変調が、がん由来するものであれば、一日も早い診察と治療が病气克服の要となるはずです。私たちは、一人でも多くの命が、一日でも長くなることを願って、この条例案を取りまとめました。</p> <p>◆本条例案の策定に当たっては、全会派に事前に素案を提示し、意見や質問等を求めるとともに、今回のパブリックコメント手続きを経るなど、民主的な手続きを心掛けております。現在は多くの自治体で同様の条例を制定しており、がん対策に対する国民や議会の関心が高いことから、多くの議員のご賛同を得た本条例の制定を目指しております。</p> <p>◆本条例案では、がん対策の充実に向けた様々な規定があり、それらについて第16条で「市議会への報告」を求めています。報告を受けた各議員は、本条例が第1条の目的に沿って運用されるよう、あらゆる機会を通じて政策提言を行ってまいります。</p>
2	<p>がんに対する考えが一般の知識があまりにも偏りすぎています。</p> <p>仕事柄でもあり、身内も含め多くのがん患者を見てきました。</p> <p>（市民の責務）第6条及び（がん予防の推進等）第8条の内容は良いかと思えます。</p> <p>がん早期発見の推進第9条がんの検診に関してはがん検診事態体に負担がかかるものであり、健康な人にむやみに検査を進めるものではないと見ております。大腸がんの検便による潜血検査のような負担にならないものは良いかと思えます。</p> <p>実際に海外では日本ほどがん検診を受けていないのに、日本よりもがん死亡率は少ないという事実があります。メディアでは日本のがんで死亡率が高いのは検査が数が少ないように報道されておりますが実際は違います。むしろまじめに検診を受けている人ほどがんにかかりがんで亡くなっています。</p>	<p>◆本条例案では、多くの方々にがん検診を受けていただき、早期発見・早期治療により一人でも多くの命を救うことを目指しております。</p> <p>◆がん検診に対する身体的負担や精神的負担に対する不安を感じる方々がおられますが、ご指摘の検便による大腸がん検診のように、少しでも負担の少ない検診方法の導入について、今後とも提言してまいります。</p> <p>◆本条例案では、本人の意思を尊重した上で、患者とその家族、医療関係者、行政が一体となつてがん対策に取り組んでいくことを目指しております。</p>

越谷市がん対策推進条例（案）に対する意見及び提案議員の回答

No.	提出された意見（原文のまま）	回答
	<p>（がん医療の充実等）第10条</p> <p>3</p> <p>1 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。</p> <p>もうすでに話題もなっている。手術、放射線、化学療法は、適切とは言えないくらいに結果が悪いです。それを知ってか海外では化学療法はよほどでない限り取り扱っていません。</p> <p>逆に民間療法などの選択肢を選べる権利を与えてほしい。医者本人ががんになったときですら本来の病院の治療法ではなく民間療法へ行っています。</p> <p>強制ではなく、本人たちの納得いく方法を選べるようにして欲しいと思います。</p> <p>一番大切なことは自分で守ることであり、それを啓発させるような越谷市にしてほしい。</p>	
3	<p>双方の条例に対する抽象的で個人的な意見ではございますが、条例を読んで感じたことは、2つの条例の視線の先には医師会や歯科医師会に向けている条例のように感じました。</p> <p>予防は大変必要なことで、治療になると医療費もかかると思います。また医療やサービスを提供することは提供者側にお金が支払われることでしょう。</p> <p>ただ、「市民の責務」を設け市民に責務を科すことでより一層、お金の流れを感じ、違和感を覚えました。市民には責務ではなく、啓発でよいのではとも思います。</p> <p>与えるのではなく、市民自らが予防を自主的にしなければと思う条例でなくては「市民主権」ではないのかなとも考えました。</p> <p>理念だけを感じ、具体策はぼやけてお金の流れだけを感じるように思うのもっと当事者である市民の方々と膝を突き合わせ、向き合い共に条例を考えたら、条例文も具体性を持ち、心の通ったものになり、「人間尊重」になるのかとも考えます。</p> <p>最後に、がんになると患者様だけではなく、そのご家族も不安になると思います。</p> <p>また、末期がんで治療の限界を宣告され、痛みや不安や恐怖に苦しんでいる方も居られることでしょう。</p> <p>そのような状況に居られる方もご自身の人生の終わりの近づきを感じ、受け入れて終幕に向かったとき、本当に痛みや不安や恐怖から解放され、残して逝く側、残されて行く側の双方の心が穏やかになると共に「生まれてきてよかった。人生よかった。」と残して逝かれる方が思える条例になって欲しいと個人的に願いました。</p>	<p>◆がん対策基本法第6条では「国民の責務」、埼玉県がん対策推進条例第3条では「県民の責務」がそれぞれ規定されており、これらはすでに越谷市民にも適用されております（No1ご参照）。</p> <p>◆本条例案では、がん検診によるがんの早期発見・早期治療により、がん治療に係る経済的負担や精神的負担を軽減することを目指しております。</p> <p>◆ご指摘の通り、がんにより患者本人だけでなく、その家族も不安になります。本条例案では、第11条で「緩和ケアの充実」、第12条で「がん患者等の支援」について規定しております。</p>
4	<p>がんの早期発見には定期的な検診が不可欠ですが、乳がん検診の対象年齢が35歳以上となっています。罹患率は低いかもしれませんが、発症した場合の進行の早さも懸念されるので、35歳未満でも希望者には乳がん検診を受診できるようにしてほしい。マンモグラフィが適切でなければ超音波など検診の内容も含め検討してください。</p>	<p>◆越谷市が現在実施している各種がん検診については、概ね国の基準に基づいて実施されておりますが、国の基準に上乘せして実施されているものもあります。</p> <p>◆本条例案では、第14条で「先進的がん検診の推進」について規定しておりますので、今後とも適切ながん検診のあり方について、国等が示す専門的知見に基づいて積極的に提言してまいります。</p>

越谷市がん対策推進条例（案）に対する意見及び提案議員の回答

No.	提出された意見（原文のまま）	回答
5	<p>最初に、この条例(案)を制定する必要がどこにあるのかと疑問を持ちます。がん患者やがんによる死亡者は急増していると報道されていますが、その発病の原因や、細胞ががん化される機序も明確ではありません。</p> <p>遠因として、喫煙、高塩分の食事、高脂肪食、肉類の多食、偏食、空気汚染、電磁波や放射線の被曝、ストレスが考えられています。しかし、原因として断定するには至っていないと思います。近年、乳がんの発生や大腸がんの発生が欧米風の食事をしている人に多いといわれることもあります。このような現状で、食生活、喫煙、生活習慣に原因を求め、責務とすることはあまりにも重大で市民にとって重すぎるものと考えます。第6条の市民の責務も、がん患者になったことを発端に個人の暮らしに踏み込む危険性があります。仮に、家事や仕事に忙しくて偏食もあった人ががんを発症した場合、運動もしていない、食生活もダメと、努力が足りない、市民の責務を果たしていないと決めつけられるのでしょうか。たいへん不安です。病気の発生の責任を個人に求めるのは間違いです。</p> <p>がん対策は早期発見と早期治療の充実です。今、労働者の職場で、検診体制、検診のための時間や休暇が保障されているのでしょうか。長時間過密労働の中で、会社ぐるみで健康を守る運動を実施させることこそ第3条に関わる問題です。今日的課題は非正規労働者の検診です。時間給、日給で働く人々にとって検診できる体制作りは行政の責務と言えます。第8条、9条も財政支援がなければ単なるスローガンで終る危険性があります。がんの治療法も年々進歩していますが費用が高額です。先進医療を受けて元気になった人の話は報道されますが、お金を準備できない人には無縁です。さらに、さまざまな困難をかかえている人は国民健康保険の滞納者である場合が多く、手元に保険証がなく、末期になって搬送される例をきいております。</p> <p>このたび、がん患者を発生させない取り組みには敬意と賛意を感じておりますが、条例を制定して、原因が明確でないものに責務を求めることに深刻な恐れを禁じえません。慎重な、さらに慎重な市民各層との検討を求めます。がん患者の発生の抑制に、現在の条例等でも十分対策が取れるものとして下記の事項を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. がんの早期発見のために、がん検診は無料にすること 2. 市立病院に無料低額診療体制を作ること 3. 緩和ケア病棟を市立病院に設置すること 4. 国民健康保険証を加入者全員に届けること 5. がん治療への財政支援を検討すること <p>私自身も膵臓がんで手術を受け、幸い、元気に生活しています。発見してくれた医師、手術してくれた医師に深く感謝しています。「おかしい」と、身体の異変を感じた時に検診、受診できる体制づくりこそ自治体の責務であると考えます。</p>	<p>◆がん対策基本法第6条では「国民の責務」、埼玉県がん対策推進条例第3条では「県民の責務」がそれぞれ規定されており、これらはすでに越谷市民にも適用されております（No1ご参照）。ご指摘の通り、がん対策は早期発見と早期治療が要であり、そのためにも多くの方ががん検診を受診していただくことを目指しておりますが、受診しないことの責任を求めることは意図しておりません。</p> <p>◆現在は多くの自治体で同様のがん対策関連の条例を制定しており、がん対策に対する国民や議会の関心が高いことから、多くの議員のご賛同を得た本条例の制定を目指しております。</p> <p>◆本条例案では、第15条において「財政上の措置」について規定しております。がん治療に関する経済的負担を軽減するための方策について、今後とも積極的に提言してまいります。</p> <p>◆すい臓がんを克服なされ、現在は元気にお過ごしとのこと、私どもも大変うれしく思います。「発見してくれた医師、手術してくれた医師に深く感謝」したいと思う市民が一人でも増えるように、がん予防やがん治療のさらなる充実に向けて、今後とも取り組んでまいります。</p>

越谷市がん対策推進条例（案）に対する意見及び提案議員の回答

No.	提出された意見（原文のまま）	回答
6	<p>第6条 市民の責務 について</p> <p>① 市のがん対策施策に積極的に協力し、がん検診を積極的に受けること等を市民の責務としています。しかし、健康に生きることは個人の権利であり、選択の自由を有しており、義務や責務で縛ることはできないと思います。</p> <p>② 市のがん対策施策の中には、子宮頸がんワクチンの接種も含まれるのでしょうか。ご存知のように子宮頸がんワクチンはその副反応によって多くの若い女性が苦しんでいます。積極的勧奨中止の後も、越谷市は希望者には接種費用の助成をしていると聞いています。市のがん対策施策は内容により必要かと思いますが、子宮頸がんワクチン接種事業には協力できるものではありません。が、これも市民の責務として協力することになりますでしょうか。</p> <p>③ 市の責務と市民の責務は書かれていますが、市議会の責務が書かれていないのはなぜでしょうか。せっかく議員提案で条例をつくるのであれば、議会の責務を盛り込むべきではないでしょうか。</p> <p>市民の健康維持推進については、市が条例で市民の責務を定めるのではなく、予防医学や生活習慣の改善等を促し、個々に選択し管理、継続していくことを推進していただきたいと思います。</p>	<p>◆がん対策基本法第6条では「国民の責務」、埼玉県がん対策推進条例第3条では「県民の責務」がそれぞれ規定されており、これらはすでに越谷市民にも適用されております（No1ご参照）。</p> <p>◆子宮頸がんワクチンの接種については、定期接種に移行後、現在は国が積極的な勧奨を取りやめており、市もそれに従っております。本条例案では、子宮頸がんワクチン接種について直接は規定しておりませんが、その他のがん対策も含め、特に取り組まなかったとしても、市民にその責任を問うことを意図しておりません。</p> <p>◆本条例案では、がん対策の充実に向けた様々な規定があり、それらについて第16条で「市議会への報告」を求めています。報告を受けた各議員は、本条例が第1条の目的に沿って運用されるよう、あらゆる機会を通じて政策提言を行ってまいります。</p>